

社会福祉法人 北栄町社会福祉協議会

役員等の報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北栄町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条並びに第7条第7項の規定に基づき定める評議員選任・解任委員会運営規程第14条の規定により、本会の役員等の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において、「役員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 役員（会長、理事、監事）
- (2) 評議員
- (3) 会長が委嘱又は依頼した各種委員等

(報 酬)

第3条 会長には、報酬として月額120,000円を支給する。

2 支給方法については、本会の給与規程第4条第1項を適用する。

3 会長が月の中で就任、離任したときの報酬は、日割り計算をもって支給する。

4 会長以外の役員等には、報酬を支給しないこととし、第4条の規定により費用弁償を支給する。

(費用弁償)

第4条 会長以外の役員等が会議等に出席したときは、下記のとおり費用弁償をその都度支給する。ただし、行政役職員が公務により出席したときには支給しない。

役員等	金 額
会長以外の理事及び監事	会議等出席1回につき 2,000円
評議員	会議等出席1回につき 2,000円
評議員選任・解任委員会委員	委員会等出席1回につき 2,000円
会長が委嘱又は依頼した各種委員等	委員会等出席1回につき 2,000円

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成30年3月29日から施行する。

2 役員等の報酬及び費用弁償規程(平成21年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和元年6月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年6月23日から施行する。